

県産酒ブランド力強化補助金交付事業実施要領

令和7年5月20日
商工観光労働部
観光経済交流局
国際・経済交流課

県産酒ブランド力強化補助金交付事業の実施については、この要領により定めるものとする。

1 趣旨

この事業は、県内事業者等が、自主的に宮崎県産酒の高付加価値化に取り組む場合に、その経費の一部を助成することにより、宮崎県産酒のブランド力強化を図ることを目的とする。

2 採択基準

補助事業は、次の各号に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択するものとする。

(1) 事業主体の妥当性

① 補助事業者の適格性

宮崎県産酒の製造又は販売を主たる業務として行う事業者であるか。

② 県産酒の高付加価値化への取り組み

宮崎県産酒に高い付加価値を与える目的で、様々な取り組みをしているか。又は、新たにそのような取り組みを行う事業者であるか。

(2) 事業計画の妥当性

① 積算根拠の明確性

必要となる経費の積算が妥当かつ具体的な内容であるか。

② 事業計画の明確性

事業計画が具体的かつ明確なものであり、目標達成への手順が明確に示されているか。

(3) 県内事業者支援の効果

本事業の実施に伴って、宮崎県産酒のブランド力強化が認められるか。

3 補助対象経費

補助金交付要綱別表のとおり。

4 旅費の取扱い

出張については、事業遂行における必要最小限の人数で実施するものとする。また、旅程に補助対象外事業が含まれる場合は、用務の実態等を踏まえ、按分等の方式により、補助対

象経費と補助対象外経費に区分する。

○交通費

バス等の公共交通機関利用における運賃（タクシー、配車アプリにより手配した車両を除く。）及び航空（原則エコノミークラス）・船舶運賃とする。ただし、最も経済的で合理的な経路により算出されたものとする。

○宿泊費

原則として、コンクール等の開始日前日から終了日までの宿泊費とする。ただし、国家公務員等の旅費支給規程、別表第二の「職務の級が十級以下の者」に準じた額を1泊当たりの上限とする。なお、専門家等の招へいに係る旅費については、上記の上限額等は適用しない（ただし、社会通念上適切な金額とする。）。

5 補助対象外経費

- ① 消費税及び地方消費税。
- ② 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施したもの。
- ③ 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコンやサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費。
- ④ 電話料金、インターネット利用料金等の通信費（海外でのWi-Fiの賃貸料を含む。）。
- ⑤ 金融機関などへの振込手数料（発注先が負担する場合を除く。）。
- ⑥ コピー代、事務用品等の消耗品代、雑誌・新聞購読料、団体等の会費。
- ⑦ タクシー代、配車アプリにより手配した車両代、レンタカー代、高速道路通行料、ガソリン代、駐車場代。
- ⑧ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用。
- ⑨ 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費。

6 事業の着手時期及び完了時期

着手時期：交付決定のあった日以降とすること。

完了時期：令和8年3月13日までに完了すること。

7 申請手続

別紙「補助金交付申請手続について」のとおり。

8 申請書類等の提出期限

交付要綱第5条第2項で定める申請書類等の提出期限は、令和7年6月26日とする。ただし、追加募集をする場合の提出期限は別に定める。

9 他の補助事業との重複

他の県費負担の事業との重複は認めない。また、他の機関から補助等を受けている場合に

ついて、同じ経費に充当することは認めない。

10 その他

補助対象経費の支払方法は原則銀行振込又は現金払によること。

海外決済・インターネット等でやむを得ずクレジットカードを使用する場合は、下記に留意すること。

- ① 補助事業者と同名義のクレジットカードによること。
- ② 支払回数は1回にすること。
- ③ 事業完了後、領収書とともにカード会社発行のカード利用代金明細書など決済を完了した事実が確認できる資料を提出すること。
- ④ 令和8年3月13日までに事業完了とともに口座からの引き落としまで完了すること。